

教育モニター 様

「家庭教育支援」について、ご意見をいただき、ありがとうございました。

現在、岐阜県教育委員会では、ご指摘にもありましたとおり、課題を抱えて孤立しがちな家庭も含め、全ての家庭に支援の手が行き届くことを目指し、学校・家庭・地域が連携した家庭教育支援施策に取り組んでおります。

ご意見として頂戴しました家庭教育運営マニュアル「みんなで子育て」につきましては、県のホームページに掲載し、毎年県内6地区ごとに実施する「家庭教育学級リーダー研修会」や市町村ごとに実施する「家庭教育学級担当者会」等において紹介するなど、引き続き活用していただけるよう、普及に努めております。

平成26年度には、家庭教育学級において、身近なエピソードをもとに参加者同士が話し合い、知恵を出し合い、参加者自らが主体的に学ぶ力を引き出すことができるよう、乳幼児を持つ保護者を対象とした家庭教育プログラム「みんなで子育てⅡ」を作成し、ホームページに掲載しました。現在、小中学校の保護者を対象としたプログラムも作成中です。

また、当県の家庭教育学級では、家庭教育学級等に参加できない場合にも各家庭で取り組める「在宅取組型」の家庭教育の実践を推奨しており、ホームページや各種研修の場において、実践事例を紹介しています。

平成26年12月22日、本県では、家庭教育支援に関する施策を総合的に推進することにより、各家庭が自主的に家庭教育に取り組み、社会全体で家庭教育を支えていくという気運を醸成し、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる岐阜県の実現に寄与することをねらいとした「岐阜県家庭教育支援条例」が公布・施行されました。本条例の制定を機に、ますます家庭教育の充実に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

平成27年2月9日

岐阜県教育委員会

社会教育文化課長 荻山 博之